

法第五條の公告にきまされた事項の概要を、この間令和二年三月十日

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第三項において準用する同法第九十一條の第一項において、縦覧に供する者の提出する者、その周辺地域の生活環境の保持のたため間令和二年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆太

- 一 届出事項の概要
- 1 大規模小売店舗の名称、住所及び代表者の氏名
- 2 届出事項の概要
- 3 届出事項の概要
- 4 届出事項の概要
- 二 届出事項の概要
- 三 届出事項の概要
- 1 届出事項の概要
- 2 届出事項の概要
- 岡山県労働部経営支援課